

調理師養成校 火災補償プランのご案内

本プランは、調理師養成校(以下、学校)の所有する財物(建物、什器・備品等)が火災や落雷などで損害を被った場合に備えるための補償制度です。

なお、今年度より多くの学校のご要望にお応えし、通常の火災保険では補償の対象とはならない地震による損害等も、特約としてご用意いたしました。

大地震時における事業継続計画の一助として、是非ご活用くださいますようお願いいたします。

※地震による建物損壊等の補償については、建物構造や建築年等によってはご加入いただけない場合もございます。詳細につきましては取扱代理店である(株)出雲保険までお問合せください。

「調理師養成校火災補償プラン」の概要

本プランは、公益社団法人全国調理師養成施設協会会員の調理師養成校（以下、学校）の所有する建物や什器備品等に対する補償プランです。「店舗総合保険」にオールリスク補償特約を付帯し、「不測かつ突発的な事故による破損」についても補償の対象といたします。（1回の事故について自己負担額（免責金額）1万円が差し引かれます）また、近年メディア等でも取り沙汰されている地震による損壊等に対しても、地震危険補償特約を付帯することで対応可能です！（※ただし、オールリスク補償特約、地震危険補償特約を付帯しないこともできます。地震危険補償特約については建物構造や建築年等によってはご加入いただけない場合もございます。）

引受保険会社である Chubb 損害保険株式会社では、学校等の文教物件に対して適用できる文教物件割引や、貴校の防災対策等を個別に調査することによって割引を適用することができる制度がございます。（リスク評価割引）

○補償される範囲は下記のとおりです。

火災、落雷	破裂・爆発	ひょう 風災・雹災・雪災 ※損害額が20万円以上の場合	建物外部からの 物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ※航空機の墜落や車の飛び込みなどの場合も含まれます。
水濡れ ※給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	騒じょう ※集団行為・労働争議に伴う暴力・破壊行為	盗難 ※商品・製品等は対象外	水災



オールリスク補償特約（※自己負担金額1万円）

事故例

- ・生徒が誤って学校建物のガラスを破損させてしまった。
- ・何者かのいたずらにより、建物の外壁が破損してしまった。 など

地震危険補償特約（※自己負担額、保険金支払方法等は取扱代理店にお問合せください。）

事故例

- ・大地震の揺れで建物に亀裂が入り、修復が必要になった。
- ・大地震によって発生した火災で建物が全焼した。 など

「文教物件割引」と「リスク評価割引」の例をご紹介します。

保険料計算例

大阪府所在の調理師専門学校の場合

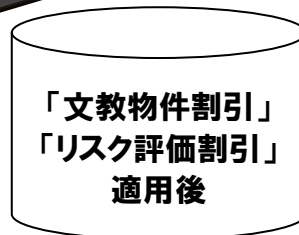
商品名:店舗総合保険(オールリスク補償特約付帯)

保険金額:建物3億円、什器備品 1億円

建物構造:鉄筋コンクリート造

適用割引:文教物件割引(10%)、リスク評価割引(40%*)

**リスク評価割引と
文教物件割引を適用**
(チャブ保険比)



年間保険料 255,000円

(内訳)

建物、什器・備品 :210,000円

オールリスク補償特約: 45,000円

年間保険料 159,000円

(内訳)

建物、什器・備品 :114,000円

オールリスク補償特約: 45,000円

※リスク評価割引の割引率は規模や診断結果により異なります。また適用できない場合もございますのでご了承ください。

オールリスク補償特約、地震危険補償特約には、いずれの割引も適用されません。

詳細については有限会社ウエルフェアサービスまでお問い合わせください。

地震危険補償特約について

○引受基準:下記条件を満たす物件が地震危険補償特約の対象となります

- ①建物構造が鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨造などで、木造ではない。
- ②下層階に柱を支える壁がない構造、建築面積に比して極めて高層なビル等、変則的な建物ではない。
- ③1981年(昭和56年)6月1日以降建築の、新耐震基準を満たした建物である。
- ④砂地、急斜面、埋立地、海岸沿い(海岸から3キロ以内)の建物ではない。

○契約方式:契約方式には、A. 支払限度額方式 とB. 縮小支払方式 があります

A. 支払限度額方式

設定された支払限度額まで、損害額から控除額を差し引いた額を保険金として支払う方式です。一定の支払限度額まで地震損害を実損で支払う「実損てん補方式」です。控除額は原則として保険金額の5%となります。

【お支払い例】保険金額:5億円 支払限度額:1億5,000万円 控除額:2,500万円の場合

【ケース1】地震により1億円の損害が出た場合:1億円(損害額) - 2,500万円(控除額) = 7,500万円

支払額:7,500万円

【ケース2】地震により2億円の損害が出た場合:2億円(損害額) - 2,500万円(控除額) = 1億7,500万円

支払額:1億5,000万円(支払限度額1億5,000万円のため)

B. 縮小支払方式

実際に発生した損害額から控除額を差し引いた額に、あらかじめ約定した一定の縮小割合(縮小率:%)を乗じた額を保険金として支払う契約方式です。控除額は10万円となります。

【お支払い例】保険金額:5億円 縮小率:30% 控除額:10万円 の場合

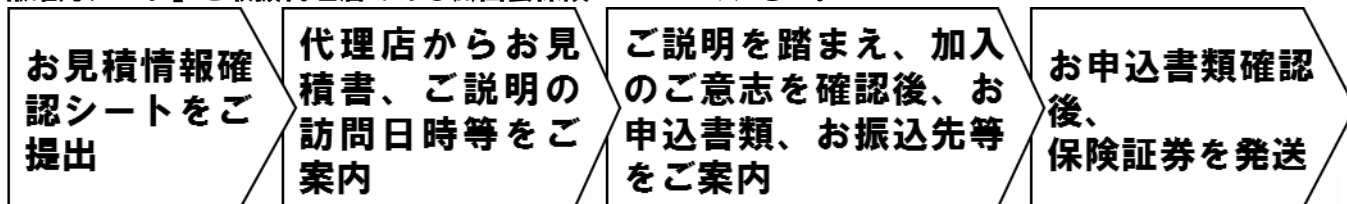
地震により1億円の損害が出た場合:(1億円(損害額) - 10万円(控除額)) × 縮小率30% = 2,997万円

支払額:2,997万円

補償条件についてはご要望に応じて変更可能ですので、詳細な補償内容と合わせて取扱代理店までお問合せください。また、ご希望通りの補償額をご提供できない場合もありますのでご了承ください。

お申し込みの流れ

お申込の手順は下記ようになります。本パンフレットをご覧ください、ご加入をご検討の方は「お見積情報確認シート」を取扱代理店である(株)出雲保険へFAXください。



※お見積情報確認シート内の情報に変更が生じた場合は代理店である(株)出雲保険 (FAX03-5332-3961) へご連絡ください。

**万一事故が発生した場合には・・・
直ちに代理店または保険会社へご連絡ください。**

チャブ保険にて事故報告を受け付けた後は、チャブ保険の損害調査の専門スタッフが対応いたします。

- ・このパンフレットは店舗総合保険およびその特約のあらましを説明したものです。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ・取扱代理店

株式会社 出雲保険

(ウェルフェア事業部)

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-17

TEL: 03-5332-3960 FAX: 03-5332-3961

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

東京支店

品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

TEL: 03-6364-7070 FAX: 03-6364-7416